

子ども医療費の通院時助成対象を 小学6年生まで拡大します！

市は、子育て世帯の経済的負担軽減と福祉向上のため、平成28年10月から通院時の助成対象をこれまでの「未就学児」から「小学6年生」までに拡大します。また、これに伴い一部自己負担限度額や所得制限に関し変更を行います。

平成28年10月からの変更点

- ①新たに小学生の通院時自己負担金を助成します
- ②3歳以上就学前のお子さんの通院時自己負担限度額が800円になります
- ③子ども医療費に関する所得制限を撤廃します



●変更前(平成28年9月まで)

年齢区分	自己負担限度額		所得制限
	入院	通院	
3歳未満	上限なし		
3歳以上就学前	上限なし	600円／月	あり 〔児童手当準拠〕
小学生	500円／日 (月7日上限)	—	
中学生	500円／日 (月7日上限)	—	



●変更後(平成28年10月～)

年齢区分	自己負担限度額		所得制限
	入院	通院	
3歳未満	上限なし		
3歳以上就学前	上限なし	800円／月	
小学生	500円／日 (月7日上限)	1,200円／月	なし
中学生	500円／日 (月7日上限)	—	

※本人負担の限度額は、いずれも医療機関(薬局は除く)ごとにかかる金額です

※県外受診や公費医療適用の場合は、保険証の負担分を支払い、後日申請により差額を振り込みます

注意

- ・3歳以上就学前のお子さんの自己負担限度額の変更に伴う手続は不要です
- ・これまで所得制限限度額超過で受給できなかった人には、別途個別に通知します

「子ども医療証」交付申請書を郵送しますので必ず提出してください

「子ども医療証」を交付するため、6月中に小学生の保護者宛てに申請書を郵送します。同封の返信用封筒で必要書類を提出してください。

※重度障害医療証を持つ人には、別途通知を郵送しますが、障害者手帳などの申請を予定している人はご連絡ください

【必要書類】

- ・申請書
- ・子どもの健康保険証(写し)
- ・生計維持者のマイナンバーがわかる書類(写し)

※平成28年1月2日以降に転入した場合は、上記書類に加え

平成27年分の生計維持者の所得証明書(源泉徴収票など)の写しが必要です

次の人には申請の必要はありません

- ・ひとり親家庭等医療証を持つ人
- ・生活保護を受給中の



【提出期限】 7月15日(金)

●提出・問合せ先 国保年金課医療・年金係(本館1階) ☎ 72-2111内線422

広報おごおり H28・6・1 ❶